

教員研修のあり方とは

免許更新制が始まったことで、免許更新の際には30時間の講習の受講が必要となりました。しかもこの講習の受講費用は、教員の自己負担です。

もちろん教員にとって研修（研究と修養）は何より重要です。教育公務員特例法も第21条で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と定めています。

しかし、もっとも必要なのは10年に一度の研修ではなく、日々の授業のための教材研究です。それすらままならないほどの「多忙」の改善や、研究のための時間保証や条件整備が先でしょう。

結局、更新講習の導入は教員により一層の負担を課すものとなりました。文科省の調査では講習を受講した教員の5割以上が内容面には満足していたものの、時間や費用を含めた総合的満足度は低く、約6割が不満をいっていました。

そもそも「研究」も「修養」も、本来は主体的に行うものです。だからこそ教特法の求める「研修」には職務研修だけでなく、職務専念義務を免除される職専免研修や、自主研修なども含まれると解されるのです。

形態	勤務態様	内容
職務研修	出講 または校外勤務	勤務と同等であると認められ、職務命令を受けた研修。
職専免研修	研修 (または 職免)	職務に有益なものとして、職務専念義務を免除されて行う研修。
自主研修	年休	自発的・自主的な研修で、研修会や講演会への参加、あるいは自ら研修に励むこと。

実際、日本には多くの民間教育研究団体があり、活発な研究活動が行われてきました。算数における「水道方式」や国語の「一読総合法」など、自主的な教育研究の中から生まれてきた実践も少なくありません。

また教職員組合の主催する「教育研究集会」も、教育研究の重要な場となってきました。「共に学ぶ」インクルーシブ教育などは、教研集会での論議抜きにはあり得なかったでしょう。私も自分の教育観の重要な部分は、教研活動の中で培われたと思っています。

国会審議の結果、今後は「教員の資質の向上を担保するため、教員ごとに研修記録を作成することを義務づける」こととなりました。その研修記録が教員に対する新たな「縛り」とならないよう、柔軟な制度設計が必要です。さらにその研修については、職専免研修や自主研修も幅広く認められるべきでしょう。

同時に、研修を可能にする働き方改革などの条件整備も一体的に進められなければなりません。

免許更新制を廃止に導いた「研究」の力

免許更新制は何を残したのでしょうか。その最大の負の遺産は、教員の欠員・未配置問題です。

皮肉なことに免許更新制は「不適格教員」どころか、多くの力のあるベテラン教員が教壇を離れていく結果を生みました。

免許失効者が増えたため、産休や療休などの代替者も激減しました。これが今日深刻な課題となっている教員の欠員・未配置の一因となっているのです。

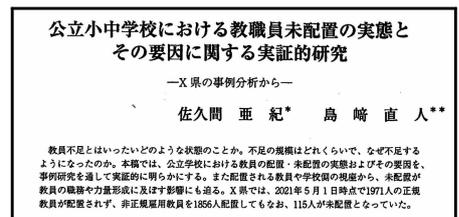
ここまで問題が拡大する前に、なぜ更新制は廃止できなかったのでしょうか。

実は民主党政権の時代に「廃止」が検討されたことがあったのです。しかしほどなく民主党政権は崩壊し、かわって登場したのは第2次安倍政権でした。廃止など認めるはずはありません。結局、免許更新制は政治主導の「政治案件」だったのです。そのため、廃止は安倍首相の退陣を待たなければなりませんでした。

ただ、これもすんなり行ったわけではありません。全国の教育委員会や校長会、教職員組合などからは廃止の要望が相次ぎましたが、一方、政治家の中には教員不信にもとづく根強い存続の声がありました。

加えて中教審の部会委員は、更新講習を実施している大学関係者が多くを占めていました。そのような立場の委員は「更新講習には意義がある」と主張します。一時は暗礁に乗り上げかけた廃止論議です。しかしこれを突き崩したのは、実証的な学術研究の力だったことを、ぜひ知っていただきたいと思います。

慶応大学の佐久間亜紀教授と神奈川県教組の島崎直人委員長は共同で、日本教育学会に「公立小中学校における教職員未配置の実態とその要因に関する実証的研究」の論文を提出しました。



2人は免許更新制が教員の未配置に与えた深刻な影響を学術的に検証したのです。

この論文は資料として中教審にも提出され、これが中教審の論議を「廃止」に動かす原動力となりました。

「学術研究」が更新制廃止の大きな力となったのです。これはきわめて象徴的なことだったと思います。

藤沢で取り組んだヤングケアラーについての学術調査が、社会を動かす原動力となった経験を私たちは持っています。「学問」はかくも大きな力を持つのです。

「教員免許更新制」とは何だったのかの総括を踏まえつつ、主体的な研究・研修を深めていただきたいと思います。私はその条件整備にとりくみます。

